

令和5年度の軽自動車税(種別割)のご案内(大和市)

○ 原動機付自転車、軽二輪、小型二輪等をお持ちの方

車種区分(総排気量・定格出力)		税率(年税額)
原動機付自転車	50cc以下 または 0.6kW以下	2,000円
	50cc超～90cc以下 または 0.6kW超～0.8kW以下	2,000円
	90cc超～125cc以下 または 0.8kW超～1.0kW以下	2,400円
	ミニカー※1 (20cc超～50cc以下 または 0.25kW超～0.6kW以下)	3,700円
軽二輪	125cc超～250cc以下 または 1.0kW超	3,600円
小型二輪	250cc超	6,000円
被けん引車		3,600円
小型特殊自動車※2	農耕作業用(トラクター等)	2,000円
	その他(フォークリフト等)	5,900円

※1 ミニカーにかかる規定：輪距(左右の車輪の中心間距離)が50cm超で三輪以上など

※2 小型特殊自動車にかかる規定

区分	長さ	幅	高さ	最高速度	排気量
農耕作業用(トラクター等)	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h未満	制限なし
その他(フォークリフト等)	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	15km/h以下	制限なし



大和市イベントキャラクターヤマトン

○ 四輪等の軽自動車をお持ちの方

税率(税額)は、「新車新規登録年月」(初度検査年月)と「燃費等の環境性能」などで判定し、

(1)旧税率(2)標準税率(3)重課税率(4)グリーン化特例(軽課税率)のいずれかを適用します。

車種区分			(1)旧税率	(2)標準税率	(3)重課税率	(4)グリーン化特例(軽課税率)		
						税率(2)を約75%軽減	税率(2)を約50%軽減	税率(2)を約25%軽減
			H27. 3. 31 までに 登録した車両	H27. 4. 1 以降に新車 新規登録 した車両	新車新規 登録から 13年を経過 した車両	ガソリン軽自動車		
						電気軽自動車 など	平成17年排出ガス規制 基準75%低減達成または 平成30年排出ガス規制 基準50%低減達成	
							令和2年度燃費 基準達成かつ 令和12年度燃費 基準90%達成	令和2年度燃費 基準達成かつ 令和12年度燃費 基準70%達成
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	対象外	対象外
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	対象外	対象外
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	対象外	対象外
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	対象外	対象外

- ・令和5年度の(3)重課税率は「新車新規登録年月」(初度検査年月)※注 が平成22年3月以前の車両に適用されます。
- ・令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新車新規登録し、国が定める車種区分や環境性能基準等一定の要件を満たす車両については、(4)グリーン化特例(軽課税率)が適用され、令和5年度(初年度)のみ税率が軽減されます。

※注 新車新規登録年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

自動車検査証

番号 ○○○○ 令和○○年○○

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自家
	令和 年月日	令和 年月			
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重	
	人				
車名	型式	原動機の型式	燃料の種	新車新規登録年月	
					kg

初度検査年月	重課税率適用年度
平成21年4月～平成22年3月	令和5年度～
平成22年4月～平成23年3月	令和6年度～
平成23年4月～平成24年3月	令和7年度～
平成24年4月～平成25年3月	令和8年度～

- ・初度検査年月が平成21年3月以前の車両については、前年度以前に順次、重課税率の適用を開始済です。

軽自動車税(種別割)の納税関連の手続きが便利になりました

■ スマホやパソコンなどによるキャッシュレス納付の方法が充実

【従来から】

① スマホ決済(請求書払い)

PayPay、LINE Pay、d払い、J-Coin、au PAY

各アプリのメニューから、「請求書払い」や「請求書支払い」を選択し、納付書のバーコードを読み取って納付

② ネットバンキング・クレジット納付

専用アプリ『モバイルレジ』で納付書のバーコードを読み取って納付

【令和5年度(今回)から】

③ 納付書のQRコードを利用して納付

専用ページ「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書のQRコードを読み取って納付
(スマホ決済アプリを利用する場合は、アプリでQRコードを読み取って納付)

・①②③について、詳しくは大和市ホームページ「大和市 キャッシュレス納付」にて検索し、ご確認ください。

・③専用ページ「地方税お支払サイト」は、地方税共同機構ホームページ「地方税お支払サイト」で検索してください。

※キャッシュレス納付については、クレジットカード会社への決済手数料など、税金とは別の費用が必要な場合があります。

■ 三輪、四輪以上の軽自動車について車検時の納税確認の手続きが簡略化

・軽自動車検査協会とのシステム連携で、軽自動車税(種別割)の納付確認の電子化を開始しました。これにより車検を受ける際の納税証明書の提示を原則省略することが可能です。

※二輪車は従来どおり納税証明書の提示が必要です。

【お急ぎの車検の場合のご注意】

・スマホなどによるキャッシュレス納付の場合を含め、納付確認のシステム連携には、納付手続き後、一定の期間を要します。このため車検の日が近い場合は、コンビニエンス・ストアや金融機関の窓口で納付のうえ、納税証明書(納税通知書の右端の部分)の使用によるご対応をお願いします。

お問合せ：大和市役所 収納課 TEL046-260-5240~3

【お願い】

・処分や譲渡などで車両を所有しなくなった場合は、直ちに登録抹消等の手続きをお願いします。
※軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在における所有の登録状況により新年度分が課税されます。このため次のようなケースにお気を付けください。

【例】 3/20に廃棄処分をしたが、所有登録の抹消手続きは4/15に行った。

⇒ この場合、4/1時点の所有登録状況により、新年度分が課税されます。

【四輪等の軽自動車等の登録にかかるお問合せ】

- ・四輪等の軽自動車…軽自動車検査協会 神奈川事務所 相模支所 TEL050-3816-3120
- ・軽二輪、小型二輪…神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 TEL050-5540-2037

【原動機付自転車等の登録や、軽自動車税(種別割)の課税にかかるお問合せ】

- ・大和市役所 市民税課 諸税係 TEL046-260-5231
(市役所本庁舎2階 受付時間 平日の8時30分から17時まで)